

10

中央会月刊誌



中小企業かごしま

2021 第796号

■ 特集：インボイス制度の概要と登録手続き

竜馬、お龍と
薩摩でひと休み

鹿児島県中小企業団体中央会



中央会 共済制度をご活用ください！

中央会では、中小企業の経営者や従業員の福祉向上のための各種共済制度を実施しております。

経営者・役員・従業員とそこご家族の安心の保障を準備するために中央会の共済制度をご活用ください。

従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

☆オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

☆パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート

団体扱※(月払)の場合、
一般扱(口座振替扱月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

業務上の災害の備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまの労災事故などのリスクを
カバーする保険です。

病気やケガで働けなく なったときのために

所得補償保険

病気やケガによる
入院・自宅療養により
働けなくなった場合に、
サポートする保険です。



組合と共に明日を拓く中央会
鹿児島県中小企業団体中央会

(総務企画課)

TEL : 099-222-9258 FAX : 099-225-2904

※団体扱とは、鹿児島県中小企業団体中央会が団体扱としてお申込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して各保険会社へ払い込む取り扱いのことです。一部対象とならない商品・契約がありますので、詳細はお問い合わせください。

CONTENTS

特集 インボイス制度の概要と登録手続き	2
中央会の動き	7
● 人材育成について学ぶ ～連携強化(人材確保・人材育成)研究会を開催～	
● 中小企業のテレワーク導入について学ぶ ～ネットワーク活用セミナーを開催～	
● 機構実地監査における留意点について学ぶ ～外国人技能実習制度適正化講習会を開催～	
新設組合紹介	8
● 老人福祉・介護事業者による組織化 ～オアシス福祉人材協同組合 創立総会開催～	
トピックス	9
● 第61回中小企業団体九州大会 ～今こそ活かそう連携組織 コロナに打ち勝ち、未来を拓け!～	
● 官公需適格組合証明を取得 ～鹿屋上下水道工事協同組合～	
組合運営のスペシャリストを目指そう!	10
～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～	
業界情報	12
令和3年8月 情報連絡員報告	
倒産概況	15
令和3年9月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	16

SHIROYAMA HOTEL kagoshima 謹製

新年を祝うにふさわしい極上のおせち。
華やかに正月の食卓を飾ります。

[お一人様用 13,000円～、各種取り揃えております。]

おせち

「本物の味」を
心ゆくまで

オンラインショップより
お申し込みください。

謹製
2021-2022



予約受付期間
2021.9.1(水)～12.12(日)

早期早割特典
10月31日迄にご入金頂いたお客様限定
5%割引

※数に限りがございます。※全て配送でお届け

SHIROYAMA HOTEL kagoshima 〒890-8586 鹿児島市新照院町 41-1
公式HP/ www.shiroyama-g.co.jp

予約センター 9:00～18:00
0570-07-4680

www.shiroyama-shop.jp/

KAGOSHIMA BANK

“かぎん”でんさいサービスは手形に代わる新たな決済手段をご提供します。

「でんさい(電子記録債権)」は手形・指名債権(売掛債権など)の問題点を克服した新たな金銭債権です。
全国銀行協会が設立した「でんさいネット(全銀電子債権ネットワーク)」に債権・債務データを記録することで、でんさいの発生、譲渡、分割が行えます。

◎でんさいサービスをご利用いただく場合は、「かぎんFB-Webサービス」のご契約が必要となります。
◎取引種類(手形代替取引、融資取引)及び各種手数料など詳細については下記へお問い合わせください。

	支払企業(債務者)の皆さま	納入企業(債権者)の皆さま
でんさいの メリット	● 手形用紙の作成や印章の押印など、事務負担が軽減されます。 ● 手形の搬送コストが削減できます。 ● 手形と異なり印紙税は課税されません。(印紙の貼付が不要) ● 複数の支払手段(手形・振込など)の一本化で効率化が図れます。	● ペーパーレス化により、手形の紛失・盗難対応などの管理コストが削減できます。 ● 必要な分だけ分割して、譲渡や割引ができます。 ● 面倒な取立手続きは不要で、支払期日当日に自動的に資金が入金されます。

【お問い合わせ先】
まずはお電話ください

かぎんFBセンター ☎ 0120-089-274 ガイダンス2

受付時間 平日9:00～17:00
※銀行休業日を除く

または 鹿児島銀行本支店

 **鹿児島銀行**
かしあふあたらしいこと

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。令和3年10月1日より、適格請求書発行事業者の登録申請が開始されましたので、制度の概要と登録手続きについて掲載します。

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

令和元年10月1日より軽減税率制度が導入され、課税事業者は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要（区分記載請求書等保存方式）となりました。

また、令和5年10月1日からは、適格請求書等保存方式が導入され、買手が**仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿の他、売手から交付された「適格請求書（インボイス）」等の保存が必要**となります。

適格請求書（インボイス）とは？

売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、登録番号の他、一定の事項が記載された請求書や納品書、その他これに類するものをいいます。なお、適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録（4ページ「2. 登録手続き」参照）を受けた**「適格請求書発行事業者」**に限られます。

また、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**簡易適格請求書**を交付することができます。

【記載事項】

下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率毎に区分した消費税額等**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)

登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

簡易適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率毎に区分した消費税額等*又は適用税率**

スーパー○○

東京都... 登録番号 T123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥24
10%対象		¥550
消費税額		50
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象		お釣 ¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

売手の留意点

適格請求書発行事業者には、以下の義務が課せられます。

適格請求書発行事業者の義務

- ① 適格請求書の交付
- ② 適格返還請求書の交付
- ③ 修正した適格請求書の交付
- ④ 交付した適格請求書等(①～③)の写しの保存

一方、適格請求書を交付することが困難な以下のような取引は交付義務が免除されます。

適格請求書交付義務が免除される取引

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満)
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うもの)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うもの)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたもの)

買手の留意点

一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。なお、免税事業者や消費者など適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています(国税庁HP参照)。

仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①～③の書類に係る電磁的記録

適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 「適格請求書交付義務が免除される取引」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

POINT 買手が簡易課税制度を選択している場合

課税売上高から納付する消費税額を計算することから、**適格請求書等の保存は仕入税額控除の要件となりません。**

2. 登録手続き

(1) 適格請求書発行事業者になるには

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるためには、税務署長(下記「インボイス登録センター」)に申請し、登録を受けなければなりません。なお、**登録は課税事業者に限られるため、免税事業者は「消費税課税事業者」を選択し、登録する必要があります。**

税務署による審査を経て登録された場合には、登録番号などの通知及び公表が行われます。公表事項は、適格請求書発行事業者公表サイト(令和3年10月運用開始)で確認できます。

POINT 適格請求書発行事業者になると

- ✓ 基準期間の課税売上が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り申告が必要です。
- ✓ 適格請求書の記載事項には登録番号が含まれますので、現在使用している請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など事業実態に応じた準備が必要です。
- ✓ 公表事項(名称、所在地等)に変更が生じた場合や、登録を失効させるような場合(事業廃止等)には、一定の手続きが必要です。

(2)-① 書面による登録申請手続き

書面での登録申請は、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を記入し、管轄地域の「インボイス登録センター」へ郵送してください。なお、登録申請書は国税庁ホームページでダウンロードできます。

【郵送による登録申請書の提出先(鹿児島県の場合)】

熊本国税局 インボイス登録センター 〒862-8686 熊本市東区東町3丁目2番53号

【書類の入手先】

国税庁 | 適格請求書発行事業者申請手続

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm)

(2)-② e-Taxによる登録申請手続き

<事前準備>

e-Taxの利用には、電子証明書(マイナンバーカードなど)が必要となります(マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「電子証明書の取得」を参照)。

<登録申請手続き>

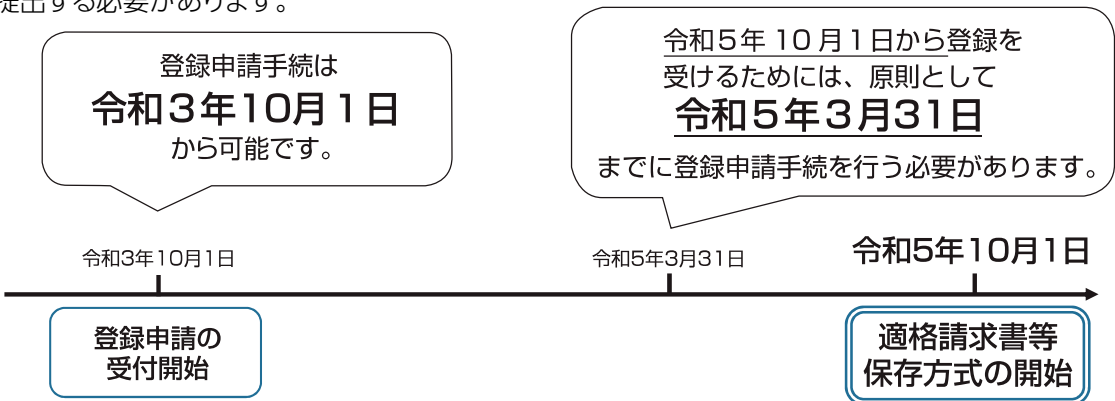
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供しているソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版)	e-Taxソフト(SP版)	e-Taxソフト
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式(画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ)		帳票形式(書面と同様)
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ ^(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

(3) 登録申請のスケジュール

登録申請は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで(困難な事情がある場合には令和5年9月30日まで)に登録申請書を提出する必要があります。



(4) 免税事業者の登録申請手続き

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

① 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

例) 12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける
この場合、「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出は必要ありません。

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

② 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合
この場合、「**消費税課税事業者選択届出書**」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。

POINT 簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出

- ✓ 簡易課税制度は、課税期間の基準期間の課税売上高が5,000万円以下であり、**原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます。**
- ✓ ただし、免税事業者が**令和5年10月1日の属する課税期間**に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から**簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した届出書をその課税期間中に提出**すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。

インボイス制度の概要

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



中央会では、諸制度改正に伴う専門家(税理士等)派遣事業や、新しい制度をテーマにした研究会等の支援を行っています。インボイス制度等について、お困りの際は中央会職員までご相談ください。

—— 鹿児島県飲食店第三者認証店の3つのレストランで美味しい時間を ——

 気軽に楽しむバイキング料理 カフェレストラン トリアン 	 季節会席や郷土料理を味わう 日本料理 七 彩 (しちさい) 	 コース料理と眺望を楽しむ スカイラウンジ フェニックス 
---	--	---



ホテル ⇄ 鹿児島中央駅・天文館 無料シャトルバス運行!

鹿児島 **サンロイヤルホテル**

鹿児島市与次郎1-8-10
TEL.099-253-2020
<https://www.sunroyal.co.jp>



～65歳超雇用推進助成金制度のご案内～

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改訂等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年等を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

多数の申請により予算の上限額に達したため、新規申請書受付を停止させていただきました。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主の皆様を助成します。

- | | |
|---|---|
| <p>■ 措置の内容</p> <p>① 高齢者の能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の見直しもしくは導入
② 法定の健康診断以外の健康管理措置（人間ドックまたは生活習慣病予防検診）の導入
（注1）措置は、55歳以上の高齢者を対象として労働協約または就業規則に規定し、1人以上の支給対象被保険者に実施・適用することが必要。</p> | <p>■ 支給額</p> <p>支給対象経費（注2）の60%（75%）、ただし中小企業事業主以外は45%（60%） 【※内は生産性要件（※2）を満たす場合】
（注2）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費、措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費（経費の額に関わらず、初回の申請に限り50万円の費用を要したものとみなします。）</p> |
|---|---|

高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主の皆様を助成します。

- | | |
|---|--|
| <p>■ 措置の流れ</p> <p>① 高齢者雇用推進者の選任及び高齢者雇用管理に関する措置（※1）を実施し、無期雇用転換制度を整備
② 転換計画の作成、機構への計画申請
③ 転換の実施後6ヶ月分の賃金を支給
④ 機構への支給申請</p> | <p>■ 支給額</p> <p>● 対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）
● 生産性要件（※2）を満たす場合には対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）</p> |
|---|--|

生産性要件（※2）とは、『助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年度前に比べて6%以上伸びていること（生産性要件の算定対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないこと）』が要件です。（企業の場合）

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産貸借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

障害者を労働者として雇用する事業主の皆様へ

障害者雇用助成金

障害者作業施設設置等助成金

障害を克服し作業を容易にするために配慮された施設等の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

障害者介助等助成金

障害の特性に応じた適切な雇用管理に必要な介助者の配置等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

重度障害者等通勤対策助成金

障害の特性に応じた通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

障害者福祉施設設置等助成金

障害特性による課題に対する配慮をした福祉施設の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

障害者雇用助成金の
説明動画は
こちら



問い合わせ先



独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
鹿児島支部高齢・障害者業務課

鹿児島市東郡元町14-3

TEL: 099-813-0132

JEED 鹿児島



人材育成について学ぶ ～連携強化（人材確保・人材育成）研究会を開催

9月6日(月)、イチロー選手専属のバッティングピッチャーを務めた、NPO法人ベースボールスピリッツ 理事長 奥村幸治氏をお招きし、プロ野球チームを参考にした、「中小企業に役立つ強い組織の作り方」について講演いただきました。当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点からハイブリッド形式により36名が参加しました。

講師は、「イチロー選手の成功の秘訣である『プラス思考』は、会社員にとっても重要である。身近な目標を毎日定め、達成に向けた積み重ねが達成感につながる。管理職は、目標が的確に見極め、助言や褒めることで自律的な行動を促すことが役割である。また、管理者自身も組織内での自分の立ち位置・役割を考えて行動し、こんな先輩になりたいと思われるよう行動で示すことが重要である。一流の野球選手は、『仲間』や『チーム』のために自分を出し惜しみしないという『人間力』が高い選手が多い。中小企業においても、様々な価値観・才能が集約されていることから、それぞれが自分の役割を意識し、同じ方向に向かうことで組織として大きな力を生み出すことが大切である。」と力説しました。

参加者は、プロ野球チームの実話をもとにした人材育成の考え方について、興味深く聞き入っている様子でした。



奥村幸治 氏



当日の会場の様子

中小企業のテレワーク導入について学ぶ ～ネットワーク活用セミナーを開催～

9月22日(水)、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」において、ネットワーク活用セミナーを開催しました。ブリッジソリューションズ株式会社 代表取締役 阿部満氏を講師に、「中小企業だからこそ導入すべきテレワークの進め方」と題して、遠隔地からリモートにてご講演いただきました。当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点からハイブリッド形式により開催しました。

講師は、「今後は育児や介護等によりフルタイム労働者の離職が予想される。中小企業においても、テレワークなど場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を導入することで、事業継続性確保やワークライフバランスの実現といった効果が期待できる。テレワークの導入にあたっては、就業規則、労務管理やネットワークなど労働環境整備のほか、セキュリティ対策を構築する必要がある。また、実際に社員同士会うことが少なくなるため、今まで以上にコミュニケーションが重要となる。」と説明されました。

これらの説明のほか、具体的なITツールや企業の事例、活用可能な補助金の紹介がありました。



阿部 満 氏



当日の会場の様子

機構実地監査における留意点について学ぶ ～外国人技能実習制度適正化講習会を開催～

9月29日(水)、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」において、外国人技能実習制度適正化講習会を開催しました。講師に外国人技能実習機構 福岡事務所熊本支所 指導課長 藤本覚氏をお招きし、実地監査における留意点や指摘事例についてお話しいただきました。当日は、新型コロナウイルス感染防止の観点からハイブリッド形式により開催しました。

講師は、「監理事業の本質は、あっせんの実習実施者の指導である。実習生への指導や実習管理は実習実施者が行うべきであり、監理団体が関与してはならない。機構が実習実施者に対して実地検査(技能実習法による)を行う際、監理団体を通じた検査予告の自粛や監理団体同席での検査を原則禁止するなど、実習実施者との関係において、監理団体と機構は対等な関係である。」と説明されました。

そのほか、個人情報の保護・秘密保持や私生活の侵害防止、計画齟齬防止、欠格事由等の留意点について学ぶことで、事業の適正化に資する有意義な講習会となりました。



当日の会場の様子

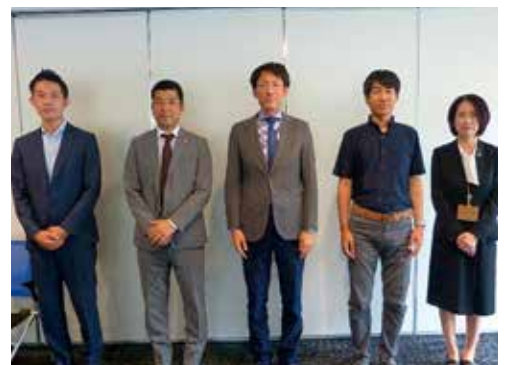
新設組合紹介

老人福祉・介護事業者による組織化 ～オアシス福祉人材協同組合 創立総会開催～

9月1日(水)、オアシス福祉人材協同組合(発起人代表:社会福祉法人公心会 理事長 日高憲太郎 氏)が創立総会を開催しました。

鹿児島市及び霧島市の老人福祉・介護事業者4者による設立であり、燃料等の共同購買事業による組合員の経営合理化を図るとともに、将来的には外国人技能実習生共同受入事業を計画しています。

初代理事長に選任された日高憲太郎氏は、「昨今、福祉関係の事業者は厳しい経営環境に置かれているが、共同購買事業等を通じて組合員の経営効率化を図っていきたい。将来的には、外国人技能実習生共同受入事業により、人材の確保や開発途上国への技能移転等に努め、地域社会に貢献していきたい。」と抱負を述べました。



関係者の皆様(中央が日高理事長)

第61回中小企業団体九州大会

「今こそ活かそう連携組織 コロナに打ち勝ち、未来を拓け！」

9月2日(木)、第61回中小企業団体九州大会が開催されました。

当初、佐賀県での開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、前回大会に引き続き九州・沖縄各県中央会会長による書面決議となりました。

「感染症対策としての緊急経済対策と復興支援策の拡充」や「働き方改革に取り組む中小企業への配慮」など47項目に及び提出議案が決議されましたので、今後国等に対して中小企業の安定的発展のための実効ある諸政策の実現を強力に要請していきます。



九州中小企業団体中央会連合会会長表彰

優良組合30組合、組合功労者28名、優良組合青年部5団体、中央会優良事務局専従者2名が表彰されました。本県の受賞者は下記のとおりです。皆様の今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

- 【 優 良 組 合 】 大隅地区生コンクリート協同組合
協同組合南州高山ミートセンター
天文館本通商店街振興組合
- 【 組 合 功 労 者 】 中園 雅治(鹿児島県漬物商工業協同組合 理事長)
田淵 健二(いづろ商店街振興組合 理事長)
福永 寿一(大隅物流事業協同組合 理事長)
比良田 輝明(鹿児島県菓子工業組合 理事)
佐多 浩二(鹿児島県茶業団地協同組合 副理事長)
- 【 優 良 組 合 青 年 部 】 鹿児島県板硝子商工協同組合青年部
- 【中央会優秀事務局専従者】 鶴木 寿英(鹿児島県中小企業団体中央会 連携情報課 係長)

今こそ活かそう連携組織
コロナに打ち勝ち
未来を拓け!

官公需適格組合証明を取得

～鹿屋上下水道工事協同組合～

鹿屋上下水道工事協同組合(赤瀬川威理事長)は8月、九州経済産業局から官公需適格組合証明(物品納入)を取得しました(証明期間:R3.8.17～R6.8.16)。

鹿屋市が実施予定の「水道事業収納等包括業務委託事業」の公募において、大手業者との競争を有利に展開するため取得の準備を進めてきたものです。

赤瀬川理事長は「今回、証明を取得したことで、当組合が受注に対する意欲があり、しっかりした経営基盤を持っていることを広くPRしていく予定である。今後も、鹿屋市と連携して既存の水道事業委託を着実に進めるとともに、新たな委託事業を積極的に受注していけるよう一丸となって精進していきたい。」と抱負を述べました。



赤瀬川理事長(中央)と三役

■官公需適格組合制度

官公需の受注に対して特に意欲的であり、かつ受注した契約は、十分に責任を持って履行できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁(経済産業局)が証明する制度です。

【鹿児島県の官公需適格組合】

- ・鹿児島県建築設計監理事業協同組合
- ・鹿児島県共同配車センター事業協同組合
- ・鹿児島県ビルメンテナンス協同組合
- ・鹿児島県測量設計コンサルタント協同組合
- ・垂水桜島地区生コンクリート協同組合
- ・鹿児島県石油販売業協同組合



次に掲げたAからEは、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」の条文です。下線が引かれた箇所の内容について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入してください。なお、条文は全文ではないものがありますが、各問題文に記載の内容をもって判断してください。

(解答はP16に記載)

- A** 中小企業等協同組合法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)
- 第七条 次の組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十二条第一号の要件を備える組合とみなす。
- 一 事業協同組合又は信用協同組合であつて、その組合員たる事業者が次のいずれかに掲げる者であるもの
- イ 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)を超えない法人たる事業者

- B** 中小企業等協同組合法(脱退者の持分の払戻)
- 第二十条 組合員は、第十八条又は前条第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。
- 2 前項の持分は、脱退した時における組合財産によつて定める。

- C** 中小企業等協同組合法(役員の改選)
- 第四十二条 組合員は、総組合員の五分之一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の二分之一以上の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

- D** 中小企業等協同組合法(総会の議決事項)
- 第五十一条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- 2 定款の変更(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- E** 中小企業団体の組織に関する法律(脱退)
- 第三十八条 非出資組合の組合員は、三十日前までに予告して脱退することができる。
- 2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、九十日をこえてはならない。

「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。

100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造はいま、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きつつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎ 商工中金のソリューション・メニュー | 海外展開支援 | 新事業進出支援 | 成長分野進出支援 | 生産性向上支援 |

鹿児島支店 〒892-0847 鹿児島市西千石町17番24号 TEL:099-223-4101



人を思う。未来を思う。

商工中金

鹿児島県内の景況について (令和3年8月)

令和3年8月期における鹿児島県内45組合(傘下組合員数4,160社)の景況は次のとおり。

【前月比】

「業界の景況」「売上高」「収益状況」「資金繰り」が5ポイント以上悪化した。

まん延防止等重点措置適用や、県独自の緊急事態宣言が発令されたことによる人流の減少や消費の減退が大きく影響している。また、感染症の影響が長期化していることから、資金繰りを懸念する声が聞かれる(本場大島絨織物製造業、運動具小売業、運輸業(個人タクシー))。

【DI値 前月比】

	前月 令和3年7月	今月 令和3年8月	比較結果
業界の景況	-15	-22	↓
売上高	-13	-21	↓
在庫数量	-12	-8	→
販売価格	6	2	↓
取引条件	-6	-5	→
収益状況	-14	-19	↓
資金繰り	-10	-16	↓
設備操業度	-4	-6	↓
雇用人員	-8	-6	→

【前年同月比】

前年同月と比較すると、「業界の景況」「売上高」が3ポイント、「取引条件」が6ポイント改善したものの、一昨年(コロナ禍以前)には及ばないとの声が上がっている。

特に、県内でもデルタ株の感染者が急増したことで、商店街や飲食・観光業が大きな打撃を受けた。

【DI値 前年同月比】

	前年 令和2年8月	今月 令和3年8月	比較結果
業界の景況	-25	-22	→
売上高	-24	-21	→
在庫数量	-13	-8	→
販売価格	-2	2	→
取引条件	-11	-5	→
収益状況	-21	-19	→
資金繰り	-15	-16	↓
設備操業度	-10	-6	→
雇用人員	-11	-6	→

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ↓ = -10以下 → = 0 ~ +4 ⇨ = +5 ~ +9 ⇩ = -9 ~ -1

DI値とは、前月又は前年同月から「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

製 造 業

【食料品(味噌醤油製造業)】

8月に出された新型コロナに対する**警報発令と重点措置以降、商品の動きが止まった**ようだ。昨年の緊急事態宣言が発令された時と違い、必要なものを必要なだけ購入する消費者が多くなったようで、消費者の財布の紐はさらに堅くなっているようである。旅行者も激減しており、昨年に比べ厳しい売上の8月となった。

【食料品(酒類製造業)】

(令和3年8月分データ)

(単位kℓ・%)

区 分	R2.8	R3.8	前年同月比
製成数量	2,874.1	3,906.3	135.9%
移出 数量	県内課税	2,753.9	97.7%
	県外課税	4,176.2	90.3%
	県外未納	1,607.5	110.3%
在庫数量	203,020.3	187,062.9	92.1%

基腐病の影響により製造が早まり、**製成数量が増えている**と思われる。新型コロナウイルス感染症の影響等により、課税移出数量が減少している。

【食料品(漬物製造業)】

コロナ感染者急増及び豪雨の影響で、期待していた**夏休み・お盆商戦が飛んでしまった**。スーパー向けも良くない。

【食料品(蒲鉾製造業)】

下旬に大多数の県で出された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響で非常に売上が悪かった。スーパー等の日配品は変わらず好調の売上だが、旅行者が少なく、**空港・駅・デパート等の売上が不調**で、昨年と比べ5%のマイナスである。飲食店も時短営業、酒類の提供禁止等の影響で納品も少なくなっている。副資材の澱粉、菜種油、重油等が値上げになっている。原料のすり身も値上げが続いている。

【食料品(鯉節製造業)】

8月に入ってコロナ感染が拡大し、人の動きが悪くなった。また、飲食業も時短で消費が激減しており、荷動きも悪い。鯉節値の下落で製品値も下げられ、**二重苦の状況**である。サバ節は仕入値・売値ともに安定してバランスが良いと思われる。ベトナムのロックダウンにより、実習生のリモート面接が遅れており、人手不足感が出ている。

【食料品(菓子製造業)】

全国的なコロナ陽性者の増加と鹿児島県のまん延防止等重点措置により、**一層観光客が少なく**、依然として厳しい状況が続いており、営業時間を短くしているところもある。

【食料品(茶製造業)】

共販実績で**前年度売上対比は120.6%**となった。

【大島絨織物製造業】

新型コロナウイルス感染症の影響により、**売上高が減少**している。



【本場大島紬織物製造業】

緊急事態宣言で販売会ができず、組合も組合員も資金繰りに追われている。検査、購買も減少し、不動産収入でなんとかまかなっている状況である。新型コロナウイルスの収束を願っているところである。

【木材・木製品】

4月中旬からの原木丸太と製材製品の高騰も一服感が到来したとの見方がある一方で、需要に迫力が伴わない中でも依然として丸太・製品共に相場は高止まりで推移している。

【木材・木製品】

ウッドショックによる外材の入荷量激減と高騰に伴う国産材への代替需要により、スギ、ヒノキ原木価格が今年の春ごろから大幅な上昇が続いていたが、徐々に値下がり傾向となっている。一方、原材料である原木の入手困難な状況は継続しており、操業度が上げられない製材所や生産が計画通りに行えない製材所もある。今年上半期の新設住宅着工は対前年同期比で約1パーセント増とほぼ横ばい。しかしながら、理由は不明だが、今年6月は対前年比約10パーセント減と減少幅が大きい。住宅着工戸数の増加が見通せず、今後の経営環境は先行き不透明。

【生コン製造業】

8月度の出荷量は、86,754立米(前年比94.3%、うち官公需は40,562立米(同比100.2%)、民需は46,192立米(同比89.6%))で、民需が減少した。増加した地域は9地域(増加率順に喜界島225.9%、沖永

良部島216.3%、甑島204.9%)で、残り7地域が減少(減少率順に屋久島31.7%、垂水桜島32.0%、宮之城49.9%)した。なお、鹿児島地域は対前年比で、官公需116.3%、民需84.5%、合計95.2%となっている。

【コンクリート製品製造業】

8月度の出荷量は、5,243トンの前年同月比90.3%となった。出荷実績は、南薩地区、大隈地区、熊毛地区が前年同月を上回り、他の地区は下回る結果となった。受注量については、相変わらず昨年度下期から前年度を下回っている状態が続いており、新規の発注も少なく、今後の出荷に不安がある。

【鉄鋼・金属(機械金属工業)】

鋼材及び副資材の納期が長期化して対応に苦慮している。このままでは材料手配が間に合わず受注を断念せざるを得ない状況に陥りかねない。併せて客先には余裕を持った工期設定をお願いしたい。

【畳製造業】

畳表や畳底の値上がりは、建築資材の値上がりと共通しているようである。

【印刷業】

定例理事会で決定されたソフトボール大会だったが、新型コロナウイルスの爆発的感染拡大の状況に鑑み、今年も開催中止の決定をした。まん延防止等重点措置、緊急事態宣言等、終了の時期もまだ見えない。10月開催予定の長野県での全国大会も中止が決定された。

非 製 造 業

【総合卸売業】

本県で初めてのまん延防止等重点措置発令により、感染対策を講じている当会館においても貸展示場、貸会議室の利用キャンセルが相次いでいる。農業資材卸売業者からは大雨による生産者の被災が今後の業績に悪影響を与えることを危惧する声が聞かれる。

【燃料小売業(LPガス協会)】

9月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが665ドル(前月比+5ドル)、石油化学原料のブタンは665ドル(前月比+10ドル)と前月に続き小幅上昇し、その結果2014年10月以来の高値になった。原油市況は乱高下する中、LPガス需給はコロナの影響で需要減退懸念があるものの、中国、韓国、イ

ンド、ベトナムの需給が堅調である一方、サウジ、アメリカの供給に支障が出たことから需給のタイト感が強まったことによるものと思われる。

【中古自動車販売業】

8月に入り、長雨の影響と新型コロナウイルスの感染拡大により、来店客は依然として少なく、更に厳しさを増してきた。半導体不足等の関係で、新車の供給が遅れてタマ不足に陥っており、高年式の需要が高まり仕入が困難である。このような中、新型コロナウイルスの感染拡大により、陽性患者が増えてきて今後が懸念される。新型コロナウイルス感染症の、早期の終息を願うばかりである。



ビジネスや観光の拠点に好適な立地で、癒しの空間を提供するシティホテル。料亭竹千代、ダイニング皇(ひめらぎ)想咲鉄板 薩摩(そうさくてつぱん さつま)など飲食施設も充実。



ホテル・レクストン鹿児島

<http://nisikawa.net/lexton/>

TEL.099・222・0505

〒892-0844 鹿児島市山之口町4-20



市電「高見馬場」電停下車 徒歩3分

【青果小売業】

売上は前年同月比84.0%、累計前年比97.2%で推移した。まん延防止法が適用され飲食関係・ホテル関係の納品業者は更なる苦境に立たされている。記録的大雨の影響できゅうりの価格が高騰している。また、全体の出荷量も少ない。

【農業機械小売業】

前年同月比で売上高が増加したものの、コロナ禍以前には届いていない。

【石油販売業】

当県も都市部と同様にコロナ感染拡大で、まん延防止等重点措置が適用された。加えて、大雨・長雨等の警戒で車の動きが鈍化した。このため、車の燃料油に加えてその他の商品の需要も大きく減少した。今後もこの需要回復は見込めず、苦しい経営状況が続いていくことを懸念している。

【鮮魚小売業】

8月は大雨が続く、シケで入荷が少なく、必要な魚は高値であった。まん延防止のため、飲食店等が時短となったことや大雨の影響で、売上は厳しさを増した。

【運動具小売業】

今月中旬以降、コロナ感染者が増加し、売上が低下した。来店客がかなり減少し、出歩く人も少なくなっている。今後、感染者が増えるとかかなり資金繰りが厳しくなる。

【商店街(始良市)】

商店街イベントも全て中止。交流が途絶え、閑散としている。飲食店のみの支援でなく、一般商店への対策も必要と感じる。

【商店街(鹿児島市)】

お盆までは、小売、サービス業なども前年と同じ売上だったが、飲食は厳しく、全体的には「お盆商戦」が消失した感が強い。まん防以降は来街者の減少、午後4時以降の滞留客が目に見えて減少した。駐車場の稼働率も落ち、自家用車で来るお客様も減少している(60台ほどの駐車場が前年比50%減の稼働率)。商店街でも、8月撤退1か所、9月撤退予定が1か所ある一方、大手など場所を押さえるため出店する店舗もある。ZoomやSNSを活用した集客に挑戦している店舗も多く、今後にとっては良いことと思われる。

【商店街(鹿屋市)】

コロナの規制により、夜の街は人の歩く姿が全くなく、昼の街もいつもよりひっそりとしている。空き店舗が解体され、住宅が建てられた所があるが、商店街アーケード内での組合加入などに協力しない方が増え、組合員と非組合員の差別化が難しくなっている。

【商店街(鹿児島市)】

飲食業は、まん延防止で9月12日まで休業の店舗が8割になっている。小売業は、客数減少で売上に繋がらず、コロナの状況が厳しい。

【サービス業(旅館業/県内)】

昨年と比較すると観光客が増加したが、例年(コロナ以前)には及ばず低迷したままである。県内でもコロナの感染者が見えるほど全国的に感染が拡大しており、緊急事態宣言の発令や延長でキャンセルがでた。ワクチン普及による冬期の状況に期待したい。こちら側は職域接種も含め、受け入れ体制の強化を行なっている。

【測量設計業】

災害等の業務が多く発注されており、どの業者も忙しく手が回らない状況が続いている。

【旅行業】

新型コロナウイルス感染症拡大による県独自の緊急事態宣言の発令および本県が「まん延防止等重点措置」地区に適用されたことで、県や各行政で実施していた観光支援策の取扱い中止および自粛要請により、業況は悪化に転じた。

【建築設計監理業】

8月の公共団体等の入札状況は、件数で23件程度、契約金額で約6千万円程度と7月(70件、約2.2億円)から大幅に減少した。また、建設工事に関する統計で、昨年度公共建築工事は前年度比で約85%増加したものの、民間建築工事は前年度から約12%減少するなど先行きはまだ不透明な状況である。

【自動車分解整備・車体整備業】

今年は盆前後に雨が多かったが、例年通り夏場は車検台数が少なかった。後半雨が上がり、残暑が厳しくなったが、車のエアコンの効きが悪いという相談が多かったようだ。

【電気工事業】

官庁工事は、例年通りに推移している。民間工事は、工事件数、見積り共少し増加傾向である。太陽光発電工事は、全体的に減少傾向である。

【造園工事業】

例年通り、この時期はお盆を前後して公共工事(道路草刈り、公園草刈り等)や民間・個人宅の草刈り業務等で多忙な時期だった。しかし、今年は雨が長く作業が遅れがちになり、その後は酷暑で工期内に作業完了をするため、作業員への負担が大きく、また、コロナ禍に加えて熱中症も起こり得るため、労働環境に配慮して作業を進めている。

【管工事業】

上半期の繁忙期を迎え、技術者不足が感じられるようになってきた。また、中旬までにかけての雨の影響により、工事の進捗状況の悪い現場が散見された。

【建設業(鹿児島市)】

公共工事費減により発注件数が減少しているが、国の来年度概算要求が出され、公共事業費の伸びが見受けられ期待している。

【建設業(南さつま市)】

南薩地域の公共工事(土木)は、県・市ともに大きく減少しており、対前年同月比64.3%、対前年同期比でも72.5%となった。特に地域によっては、昨年度の30%弱しか発注がないなど、地域毎のバラツキが大きい。

【貨物自動車運送業】

県下162運送事業者の燃料購買動向は、前月と比較して90.91%、前年同月と比較して90.11%に減少した。

【運輸業(個人タクシー)】

8月下旬より鹿児島市もまん延防止等重点措置が適用され、特に夜間の人流は著しく減少し、国及び市からの支援金でかろうじて生きている状況で、厳しさを痛感している。経済再生の必須条件は、ワクチン接種が進むことであろうと考えられる。

【運輸・倉庫業】

大雨の影響やお盆休み等で荷物が少なく運賃も下落している。オリンピックでは昨年のような巣ごもり需要も感じられなかった。燃料価格は昨年より20円/L以上上昇したままで収支を圧迫している。

令和3年9月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数3件 負債総額5億4,000万円

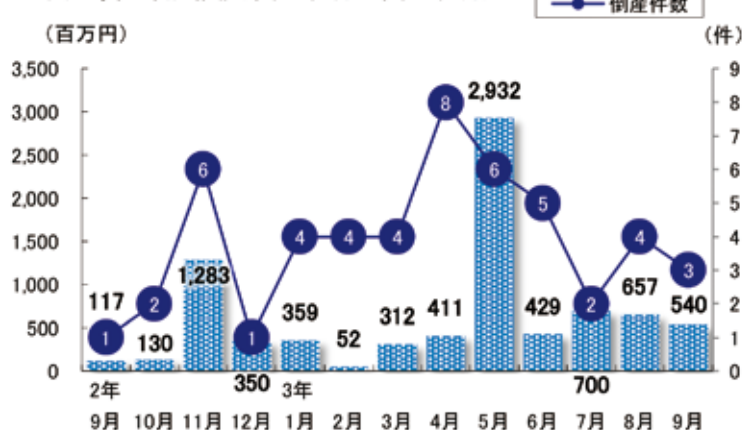
〔件数〕前年同月比2件増 〔負債総額〕前年同月比361.5%増

ポイント

～件数、負債総額ともに
前年同月を上回った～

- ◆鹿児島県の9月の倒産件数は3件で、前月比1件減、前年同月比2件増となった。負債総額は前月より減少したものの、前年同月より増加した。負債総額が増加したのは、〇(株)の負債額が4億8000万円と比較的大きかったためである。新型コロナウイルス関連倒産は2カ月連続で発生がなく、倒産集計上では累計10件のままである。
- ◆主因別では3件とも「販売不振」、態様別も3件とも「破産」だった。
- ◆業種別、規模別、業歴別での偏りはなかった。

鹿児島県の倒産推移(令和2年9月～令和3年9月)



【今後の見通し】

鹿児島県の9月の倒産件数と負債総額はともに前年同月を上回った。ただ、いずれも低水準が続いており、新型コロナウイルス関連倒産の発生も2カ月連続でなかった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB景気動向調査」によると、鹿児島県の9月の景気DIは37.3で、前月より0.2ポイント悪化し、2カ月連続の悪化となった。その他を除く9業界中、悪化は「卸売」、「小売」、「運輸・倉庫」3業種のみだったが、その3業種の下げ幅が大きく全体を押し下げた。新型コロナウイルス感染拡大の影響により消費活動が停滞したためと見られ、景況感はしばらく低迷が続くと思われる。

2021年9月30日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として弱含んでいる」との判断を据え置いた。生産活動では電子

部品関連、7月の焼酎生産、6月のかつお節生産、8月の紙パルプ生産は前年を上回り、8月の子牛出荷頭数、価格、ブロイラー相場(むね肉)、鶏卵相場は前年を上回ったが、8月の豚肉相場、ブロイラー相場(もも肉)は前年を下回った。消費関連は7月の百貨店・スーパー販売は前年を上回ったが、ドラッグストア、家電大型専門は下回った。8月の主要ホテル・旅館宿泊客数は6カ月連続で前年を上回った。

9月は倒産件数、負債総額ともに前年同月を上回った。ただ、倒産発生状況は低水準が続いており、新型コロナウイルス関連倒産も2カ月連続で発生しなかった。それでも、景気DIは2カ月連続で悪化し、特に消費関連の低迷が目立っており、景況感は引き続き低調が続くと見られるため、倒産発生状況に注意していく必要がある。

令和3年9月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業 種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態 様	備 考
〇(株)	食酢製造	480	10,000	南薩地区	破 産	
(株)S	漬物販売	50	10,000	鹿児島市	破 産	
(有)E	デザイン業	10	3,000	鹿児島市	破 産	

※主因別では、「販売不振」3件。

販路開拓セミナー

テーマ コロナで変わった海外の販路開拓
講師 日本貿易振興機構(JETRO) 職員
日時 令和3年11月17日(水)
13:00～15:00
場所 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
参加費 無料
☆お問い合わせは、組織振興課まで
※新型コロナウイルスの感染状況等により、変更になる場合があります。

令和3年11月

2日(火) 15:00～	青年部講習会 「失敗から学ぶ経営学 ～地域土着スーパーやまとの 挫折と再生への意志～」 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
17日(水) 13:00～	販路開拓セミナー 鹿児島市「ホテルレクストン鹿児島」
19日(金) 13:00～	鹿児島県食品産業協議会 鹿児島食品産業フェア 鹿児島市「mark MEIZAN」

令和3年12月

5日(日) 10:00～	令和3年度中小企業組合検定試験 鹿児島市「中央会会議室」
6日(月) 14:00～	中央会理事会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」
6日(月) 15:00～	商工中金協力会 鹿児島市「城山ホテル鹿児島」

※ 新型コロナウイルスの感染状況等により、変更になる場合があります。

P10 組合運営のスペシャリストを目指そう!
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～の解答

A.○ B.×(脱退した事業年度の終)
C.×(過半数) D.○ E.○

編集後記

皆さんはふるさと納税をしていますか?
私は二年ほど前から、この制度を利用しています。上限金額はありますが、自治体への寄付(納税)に対し、実質二千百円で様々な返礼品がもらえる制度で、今年はビールと趣味の釣り用品(本当に色々な返礼品があります)を受け取りました。確定申告等の手続きが必要なことなどから、私の周りでも利用していない方は多いです。
12月31日が今年の期限となっておりますので、まだの方は制度を利用してみてはいかがでしょうか。

(連携情報課 山崎)



表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811

お問い合わせ

鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL:099-222-9258 FAX:099-225-2904

今月の表紙

時標「龍馬、お龍と薩摩でひと休み」



時標「龍馬、お龍と薩摩でひと休み」
と秋の霧島©K.P.V.B

慶応2年(1866年)、薩長同盟締結後に坂本龍馬は京都の寺田屋で負傷しました。小松帯刀や西郷隆盛の勧めにより温泉で傷を癒すため、妻のお龍とともに薩摩を訪れました。小松別邸に滞在し、霧島にも訪れ、これが日本初の新婚旅行といわれています。

時標(ときしるべ)は、近代日本に影響を与えた薩摩の人々をより身近に感じていただくため、鹿児島市の中心地に7ヶ所設置されています。



「できる」ことより、
「やりたい」ことが、
世の中を変える。



100年以上、焼酎に向き合いつづけてきた蔵元が、ウイスキーの新しい境地を切り拓く。鹿児島県の小正醸造は、自分たちの伝統と可能性を見つめ直し、世界へ挑もうとしています。私たち商工中金は、中小企業1社1社のそのつよい情熱に寄り添います。1つ1つの事業に、時間をかけて深く向き合い、確かな成果へ。「やりたい」から始まるすべてのビジネスは、きっとつよい。

中小企業のその挑戦を、支えつづける。

◎ 商工中金のソリューション・メニュー

| 海外展開支援

| 新事業進出支援

| 成長分野進出支援

| 生産性向上支援

鹿児島支店 TEL:099-223-4101

〒892-0847 鹿児島市西千石町17番24号



人を思う。未来を思う。

商工中金

お役立てください県共済



- ❖ 火災共済（地震危険補償特約）
- ❖ 休業対応応援共済
- ❖ 自動車事故費用共済（まごころ共済）
- ❖ 生命傷害共済
- ❖ 医療総合保障共済・傷害総合保障共済
- ❖ 自動車総合共済（MAP）



県共済

鹿児島県火災共済協同組合

理事長 小正 芳史

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号（県産業会館5階）

<http://www.synapse.ne.jp/kenkyosai>

TEL:099(225)4218

FAX:099(227)3595

NEW!

平成29年7月 制度スタート!

中央会のビジネス総合保険制度

(事業活動を取り巻く様々なリスクから
会員事業者をおまもりします!)

賠償責任リスク

管理ミスで資材
置き場の材木が倒れ
近くで遊んでいた
子供がケガをした!

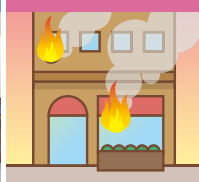


給排水管からの
漏水により
階下テナントを
水浸しにさせた!



事業休業リスク

火災が発生し
店舗を休業した!

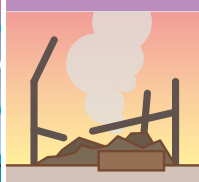


集中豪雨によって
ビルが水浸しとなり
店舗も休業した!



財物・工事のリスク

火災により
店舗または設備が
全焼した!



台風で
建設中の建物が
浸水した!



- 特長 1 中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
- 特長 2 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入
- 特長 3 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償
- 特長 4 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保



引受保険会社で補償内容およびラインナップが異なります。保険の内容の詳細は各引受保険会社で作成するパンフレット等をご確認ください。

【制度運営】

全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会

〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9番1号5階
TEL: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

【引受保険会社(中小企業PL保険等既存制度の取扱件数順)】

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●この広告は全国中小企業団体中央会が作成したものです。

●この広告はビジネス総合保険制度の概要を示したものです。保険の内容の詳細は引受保険会社で作成する約款、「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください。

発行所/鹿児島県中小企業団体中央会

鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 〒892-0821

発行人/小正芳史 印刷所/株式会社イースト朝日

電話: 099-222-9258 FAX: 099-225-2904

電話: 099-266-5522 FAX: 099-266-5523